

碧南市耐震関係補助制度

市では、近い将来起こる可能性が高いと言われてい
る「南海トラフ地震」の被害を軽減するために、耐震化促
進事業を実施しています。

耐震診断においては、昭和56年5月31日以前に着工
された木造住宅（在来軸組工法または伝統工法の2階
建て以下に限る）に対して**無料**で診断を行っています。

またその診断後における改修（一定の要件有り）につ
いては**最大で155万円**が補助金として交付されます。

各耐震改修等の補助を受けるには、いずれもまずは
耐震診断が必要となりますので、診断を受け、ぜひ補助

制度を有効に活用していただき、住宅の耐震化をお願い
します。

※各申請について、補助金交付決定前に工事着手（契
約日）した場合は補助対象にはなりませんのでご注意
ください。

※他にも要件がありますので詳しくはお問合せください。

※申請の詳細については市ホームページをご覧ください
くか、建築課へお問合せください。

▶申込み・問合せ 建築課(☎95-9907)へ

住宅に対する耐震関係補助制度概要

※令和7年4月1日改正

概要		補助額等		備考（対象となる建築物の条件等）	
耐震診断	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。		市が行い、個人負担なしです。	
	非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助する。			
耐震改修	木造住宅	耐震改修	ア) 設計費：かかった費用の2/3（限度額20万円） イ) 工事費（附帯含む）：かかった費用の80% ウ) 補助合計：ア)＋イ)（限度額135万円）	耐震診断において判定値が1.0未満である木造住宅を耐震改修工事により判定値を1.0以上かつ1.0未満の階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3加算した数値以上とすること	
			一段目耐震改修	ア) 設計費：かかった費用の2/3（限度額10万円） イ) 工事費：かかった費用（限度額50万円）	耐震診断において判定値が0.4以下である木造住宅耐震改修工事により判定値を0.7以上かつ1.0未満とするもの
			二段目耐震改修	ア) 工事監理費：かかった費用の2/3（限度額10万円） イ) 工事費（附帯含む）：かかった費用の80%（限度額65万円）	1段目の耐震改修工事を実施し、補助金の交付を受けた木造住宅を総合判定の判定値を1.0以上とする2段目の耐震改修工事
	非木造住宅	耐震改修	ア) 設計費：かかった費用の2/3（限度額20万円） イ) 工事費（附帯含む）：かかった費用の80% ウ) 補助合計：ア)＋イ)（限度額135万円）	建築基準法及び技術上の指針に適合する耐震改修計画であることを、愛知県知事が専門的機能を有すると認める機関の評価を受けた上で行う旧基準非木造住宅の耐震改修工事	
耐震補強設計	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の精密診断法による耐震改修設計費の一部を補助する。		設計費：かかった費用の2/3（限度額20万円） 耐震改修（段階的耐震改修については1段目）にかかった費用に上乘せ可能	木造住宅耐震診断において判定値が1.0未満であること。
解体	住宅	昭和56年5月31日以前に着工された住宅（木造・非木造）の解体の費用の一部を補助する。		解体費：かかった費用（限度額20万円）	床面積は30㎡以上であること 木造住宅耐震診断において判定値が1.0未満、又は、非木造住宅耐震診断において、地震に対して安全な構造でないとして判定されたものであること 又は、木造住宅については容易な耐震診断で倒壊の恐れ有りとして判定されたもの
耐震シェルター	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助する。		耐震シェルター：かかった費用（限度額30万円）	申請時における年齢が65歳以上であること、又は、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている人や介護保険法に規定する要介護認定を受けた人等、地震発生時に避難することが困難な人が居住していること 耐震診断において判定値が1.0未満であること

※各補助制度は申請年度の2月末までに完了すること